

8 部活動等の休養日について

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面で大きな意義がありますが、適切な休養を伴わない活動は、生徒の多様な体験の充実、バランスのとれた生活や成長、健康管理の面で様々な無理や弊害を生みます。

また、教職員についても子どもたちと向き合う時間の確保、健康障がいの防止のため長時間労働の改善が求められております。

このことを踏まえ、岩手県教育委員会において中学校における部活動休養日の基準が定められました。

本市においても、関係機関や団体と連携して、この基準に基づき部活動休養日を徹底してまいります。

なお、小学生段階でも適切な休養を伴わない過度な運動は健康的な生活リズムや心身の健康維持等に悪い影響を及ぼすことが懸念されることから、小学生の保護者の皆様にもスポーツ活動等の休養日について、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

1 基準

平日週1日及び第2日曜日、第4日曜日を休養日とすること。

2 留意事項

- (1) 上記は確保すべき基準であり、これを超える休養日を設ける場合もあること。
- (2) 平日週1日の休養日は各校（部）ごとに決定すること。
なお、平日週1日の休養日に代えて土曜日や日曜日を休養日とする場合もあること。
- (3) 大会等のため、設定した休養日に活動する場合には、代替日を確保すること。
- (4) 活動時間についても、生徒の健康面やバランスのとれた生活に配慮し、適切な時間とすること（平日2～3時間程度、土・日曜日・長期休業中等3～4時間以内）。
- (5) 小学生のスポーツ活動や、部活動と活動する生徒が重複するスポーツ少年団（保護者会・父母会）等の活動についても、同様の趣旨から休養日の設定及び活動時間に配慮願いたいこと。

3 実施時期

平成29年7月からの実施をめどに4月1日から各校（部）の実態に応じて弾力的に実施

《これまでの主な取り組み》

- 平成29年2月6日（月） 第1回花巻市部活動の在り方検討会議
- 平成29年3月7日（火） 花巻市校長会理事会において説明
- 平成29年3月13日（月） 第2回花巻市部活動の在り方検討会議
- 平成29年3月16日（木） 保護者あて周知文書を各学校に送付